

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平 成 27 年 2 月 16 日

文 化 観 光 ス ポ ー ツ 局

陳 情（新 規）

（まんが王国官房）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																				
27 年— 2 (27. 1. 7)	文化観光	「まんが王国官房」 の保有するまんが 本の処分・売却等につ いて 倉吉市 個人	○まんが本の収集状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>収集冊数</th><th>購入経費</th><th>収集理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td><td>約 4,000 冊</td><td>1,727,750 円</td><td>国際まんが博／とっとりまんがドリームワールドの展示用として購入したものを引き受けた。</td></tr> <tr> <td>25 年度</td><td>202 冊</td><td>264,428 円</td><td>本県出身の漫画家及び県ゆかりの作品を業務推進上の資料として随時購入した。</td></tr> <tr> <td>26 年度(1 月末まで)</td><td>113 冊</td><td>87,048 円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>約 4,315 冊</td><td>2,079,226 円</td><td></td></tr> </tbody> </table> ○まんが本の保管場所 ・平成 24 年度に国際まんが博用に購入したまんが本のうち約 300 冊は東部総合事務所の 1 階ロビーで来庁者の閲覧用として開架していた。（平成 26 年 8 月まで） ・その他及び 25 年度以降購入資料は、県庁まんが王国官房の執務室内で開架（一部倉庫で保管）している。 ○まんが本の活用状況 ・まんが王国の取組を推進する資料として活用している。 ・各種イベントで「まんが王国とっとり」を PR するまんが閲覧コーナーの設置に活用している。 ・「リトルフリーライブラリー」等まんが王国を支える取組を行う民間団体へ提供している。 ・東部総合事務所に保管していた資料をすべて鳥取空港管理事務所に移管し、国際会館 2 階に「まんが王国とっとりコーナー」を新設（平成 26 年 8 月）した。 ・副次効果として、まんが王国の取組取材のために執務室を訪れるマスコミ関係者へのアピール力が大きい。 ・資料として執務室内に保管しておく優先度の低いまんが本については、国際会館「まんが王国とっとりコーナー」の拡充に活用する。（予定）	区 分	収集冊数	購入経費	収集理由	平成 24 年度	約 4,000 冊	1,727,750 円	国際まんが博／とっとりまんがドリームワールドの展示用として購入したものを引き受けた。	25 年度	202 冊	264,428 円	本県出身の漫画家及び県ゆかりの作品を業務推進上の資料として随時購入した。	26 年度(1 月末まで)	113 冊	87,048 円	〃	合 計	約 4,315 冊	2,079,226 円	
区 分	収集冊数	購入経費	収集理由																				
平成 24 年度	約 4,000 冊	1,727,750 円	国際まんが博／とっとりまんがドリームワールドの展示用として購入したものを引き受けた。																				
25 年度	202 冊	264,428 円	本県出身の漫画家及び県ゆかりの作品を業務推進上の資料として随時購入した。																				
26 年度(1 月末まで)	113 冊	87,048 円	〃																				
合 計	約 4,315 冊	2,079,226 円																					

陳 情（新 規）

（ 交 流 推 進 課 ）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
27年-6 (27.2.2)	文化観光ス ポーツ	いわゆるイスラム国 による残虐非道な行 為に対し「非難の決 議」をし、また、政 府に対し、危険区域 への旅行者や外国在 住邦人に対し、不要 不急の旅行・滞在を 慎むべきことを周知 徹底することを求め る意見書の提出につ いて 倉吉市 個人	1 外務省の現状と取組状況 海外安全ホームページで危険情報等の配信を続けるとともに、在外邦人の安全対策強化に係る検討チームを発足し、以下の対応を確認した。 ① 在留邦人への緊急一斉通報システムの運用開始 ② 「たびレジ」(※)の利便性向上・広報強化 ③ 海外安全ホームページのスマートフォン対応 ④ 日本人学校の警備強化 ⑤ 在留邦人向け安全対策セミナーの実施 また、テロ災害が発生し、渡航者及び滞在者に危険が及ぶ可能性が高い地域への渡航の自粛を呼びかけるため「渡航情報のお知らせ」を作成し、各都道府県を通じて旅券窓口等への掲示を指示した。 さらに、シリアへの渡航を計画していた日本人男性に対し、旅券法第19条第1項第4号に基づきパスポートの返納を命じて回収し、渡航を差し止めた。 (※)たびレジ 海外旅行や海外出張者が旅行日程・滞在先などを登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メールなどが受け取れるシステムのことである。(登録任意) 2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件を教訓に、「在留届」提出義務の対象となっていない3か月未満の短期渡航者を対象に運用を開始した。 2 鳥取県の現状と取組状況 ・ 県庁HPのトップページでテロに関する注意喚起情報を掲示した。 ・ 県が設置する県庁、中部、西部の旅券窓口及び権限委譲している境港市、倉吉市、日野郡3町の旅券窓口に「渡航情報のお知らせ」を掲示した。また、旅券窓口がない市町村に対し「渡航情報のお知らせ」の掲示を依頼した。 ・ 外務省の「たびレジ」の広報を強化するため、新たにとりネットに専用ページを開設した。併せてパスポートの交付時に「たびレジ」のチラシを手渡しすることを徹底した。 (参 考) 衆参両院ともテロ非難決議を全会一致で採択した。(衆議院2月5日(木)、参議院6日(金))